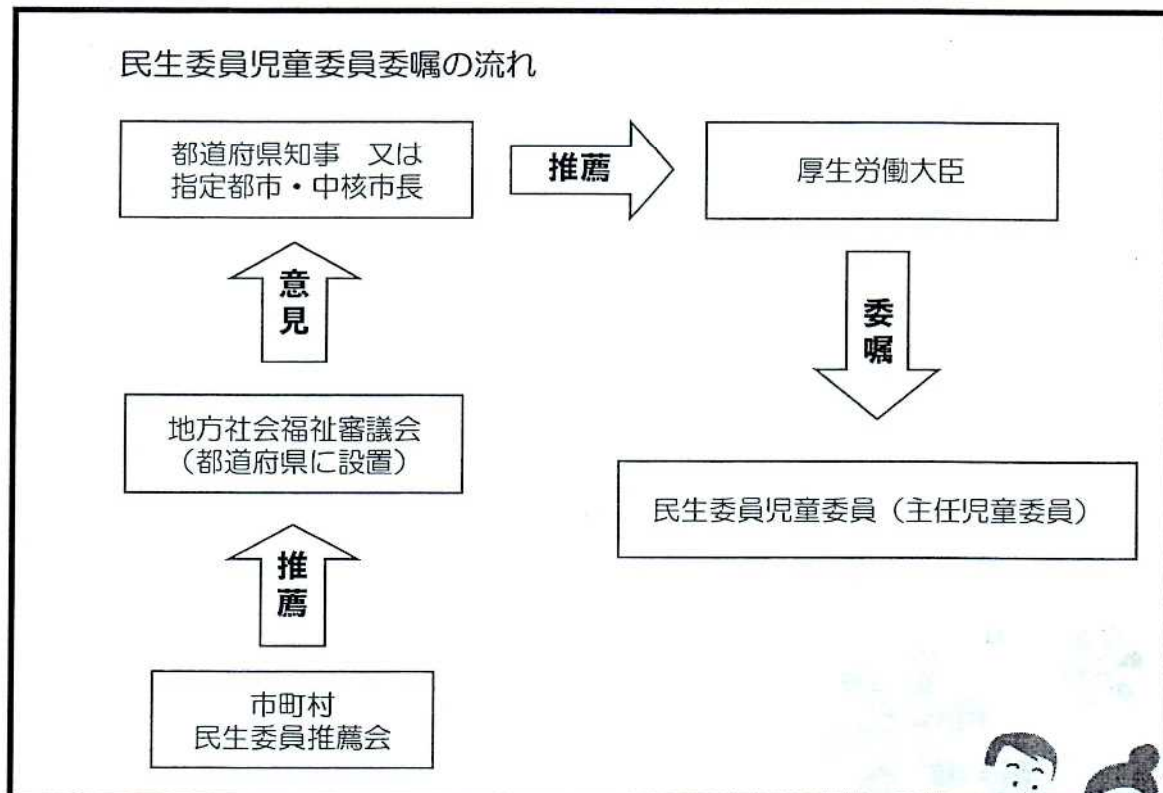


地域の身近な相談役

民生委員児童委員（主任児童委員）

● 民生委員児童委員、主任児童委員とは

- ・ 社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める、非常勤の特別職の地方公務員です。
- ・ 民生委員児童委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。
- ・ 任期は3年間で再任も可能です。
- ・ 給与は支給されません。
 - ※ただし、活動に要する交通費等に充てるものとして「活動費」が支給されます。
- ・ 民生委員は児童委員を兼ねています。
- ・ 主任児童委員は民生委員児童委員の中から指名され、児童福祉に関することを専門的に担当しています。



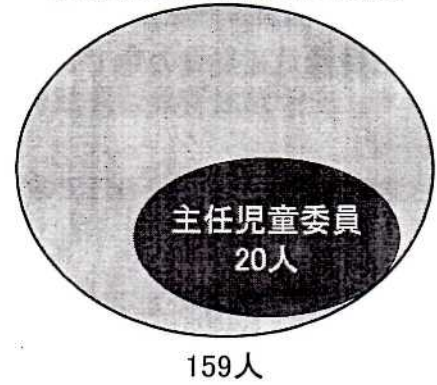
宗像市 健康福祉部 健康課 保健福祉政策係
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
TEL 0940-36-1187
FAX 0940-37-3046



宗像市内に159人の委員がいます

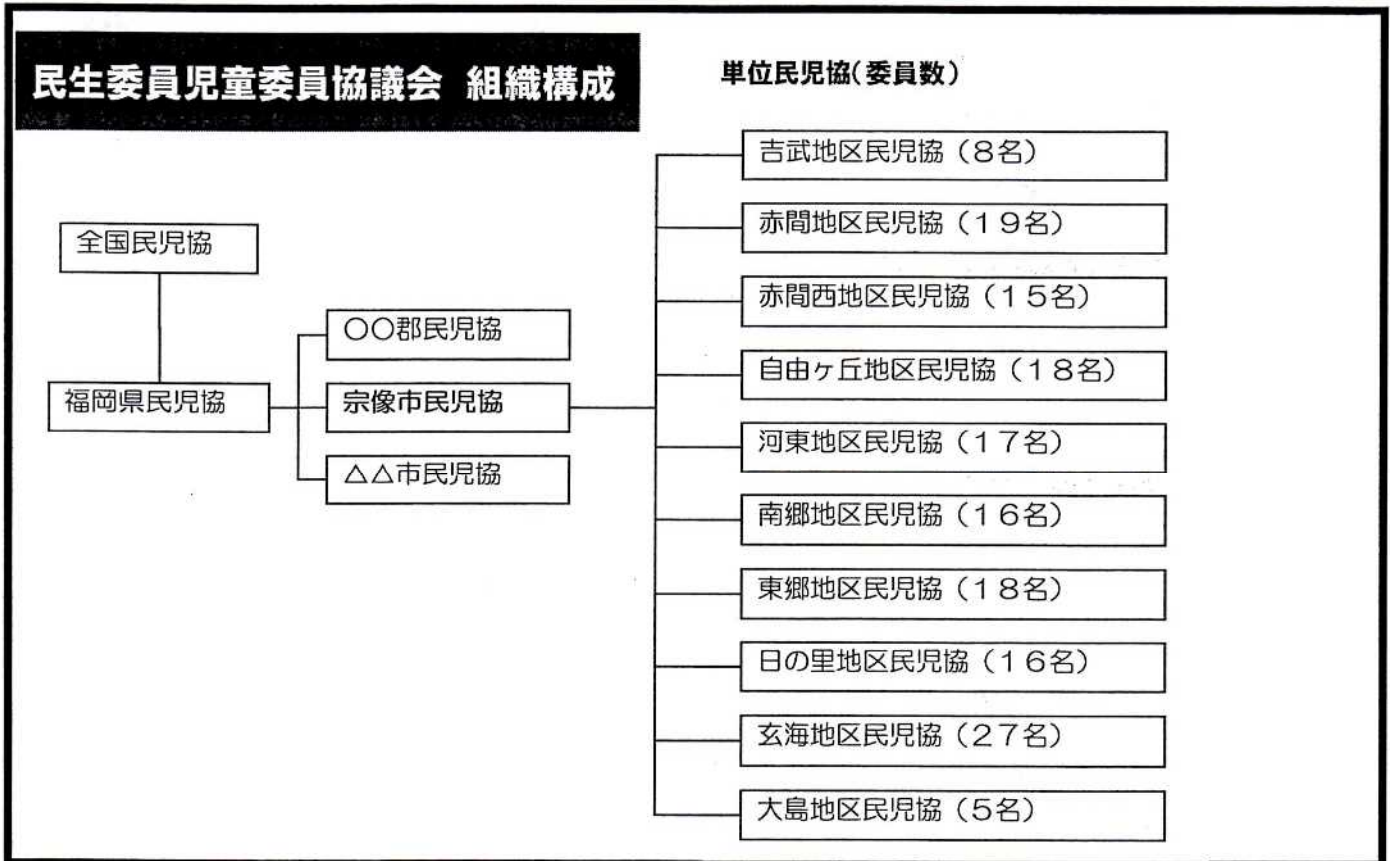
平成27年4月1日現在、宗像市には20人の主任児童委員を含む、193人の民生委員児童委員がいます。任期は3年で、現在委嘱の委員の任期は平成28年11月30日までです。

宗像市民生委員児童委員



宗像市内には10の単位民児協があります

平成27年4月1日現在、宗像市には10の単位民生委員児童委員協議会(単位民児協)があります。各単位民児協には会長がおり、各単位民児協会長で組織された宗像市民生委員児童委員協議会(宗像市民児協)によって全市的な運営・活動方針を決めています。



個人情報の取り扱いについて

民生委員児童委員としての情報収集はその信頼関係のうえに成り立つものです。

そのため個人情報については、個人情報保護法の団体には該当しませんが、社会通念上の守秘義務規定に基づき、節度ある取り扱いを行うことを心がけております。

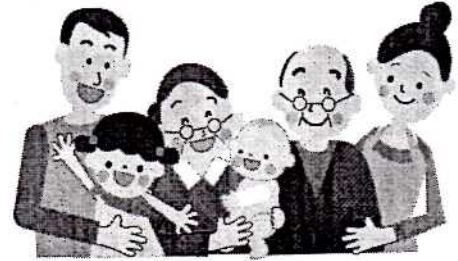
民生委員児童委員は必要最低限の情報収集を行うように配慮し、想定外・目的外の第三者提供については、その都度本人確認を取るようになっています。

民生委員児童委員

「民生委員法」、「児童福祉法」に基づき設置された委員で、さまざまな相談に対応し、地域のみなさんを支援します。

●すべての民生委員は児童委員を兼ねていることから、合わせて「民生委員児童委員」と呼んでいます。

●それぞれ担当区域を持ち、高齢者をはじめとした地域のみなさんの支援を行うほか、主任児童委員と一緒に子育て支援活動を行います。



民生委員児童委員活動 7つの役割

1 地域のアンテナ役

みなさんの悩みや福祉ニーズなどの把握に取り組み、地域のアンテナ役を果たします。

2 情報をお知らせします

社会福祉の制度やサービスを地域のみなさんにお知らせします。

3 みなさんの相談役

みなさんの相談役として、さまざまな問題について一緒に考え、解決の糸口を探します。

4 支援体制づくり

生活に不安を抱える世帯に対して、継続的な支援体制をつくります。

5 関係機関とのパイプ役

地域のみなさんと行政機関等とのパイプ役をつとめます。

6 ニーズとサービスを結びます

色々な福祉サービスの中で、その人のニーズに応じたサービスが提供されるよう、関係機関と調整を行います。

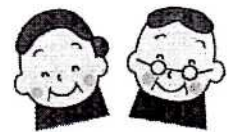
7 みなさんの要望の代弁者

活動を通じて得た問題点について、宗像市民生委員児童委員協議会を通して行政の関係部署等に意見を提案し、改善を促します。

たとえば… 地域ではこのような活動をしています

■ 見守り活動

ひとり暮らし高齢者を中心に、声かけ・安否確認など地域での見守り活動を行っています。



■ 相談対応

地域住民のさまざまな相談に対応し、情報提供や助言を行うほか、パイプ役として行政などの関係機関につないでいます。

■ 地域活動への参加

コミュニティ運営協議会や自治会の活動に参加し、地域福祉活動に取り組んでいます。

■ 学校等への支援・協力や地域での見守りパトロール活動

学校の日やコミュニティ活動への参加・協力を通して、子どもたちと触れ合う機会を持ち、健全育成に取り組んでいます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう、学校の登下校での見守りを行っています。



これらの活動は民生委員法第14条に基づき行われています。

主任児童委員

民生委員児童委員の中でも、特に児童福祉に関する事項全般を担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は児童にかかわる専門機関と連携し、児童福祉活動を支援します。

●活動の内容が児童福祉専任であることから、「主任児童委員」と呼んでいます。

●主任児童委員はコミュニティ地区ごとに設置されています。

●主任児童委員はそれぞれの区域を担当する民生委員児童委員と連携しながら、子どもや子育て家庭に対する支援活動を行います。



主任児童委員活動 3つの柱

1 子育て支援活動

子育てをめぐる悩みや課題の解決と一緒に取り組み、地域での子育て支援を行います。

2 個別支援活動

関係機関と連携しながら、子育てに不安を抱える家庭への支援を行います。

3 児童健全育成活動

子どもの健やかな成長を目指して、関係機関と連携し、地域の子育てネットワークづくりの支援等に取り組めます。

たとえば… 地域ではこのような活動をしています

■ こんにちは赤ちゃん訪問



生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を通して、子育てに関する相談への対応や子育てサロンなどの情報提供を行っています。

■ 子育てサロンへの協力

子育てサロンに協力し、子育て中の親の孤立や虐待の予防につながる活動をしています。

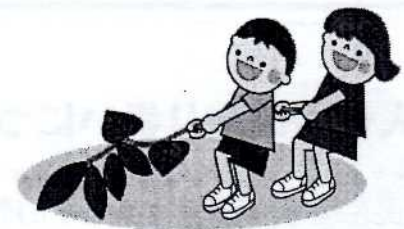


■ 4ヶ月健診等での活動紹介

4ヶ月健診・就学時健診で主任児童委員やその活動を紹介し、子育て中の親が相談しやすい体制づくりに取り組んでいます。

■ 学校の日や学童保育への支援・協力

学校の日や学童保育への支援・協力を通して、子どもの健全育成に取り組んでいます。



■ 子育てに関する相談への対応

上記の活動のほか、子育てに不安を抱える家庭に対し、情報提供や関係機関につなぐなど個別に相談を受けています。

これらの活動は児童福祉法第17条に基づき行われています。